

後期高齢者医療制度

問い合わせ
 北海道後期高齢者医療広域連合
 (札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階)
 ☎011-290-5601
 市民課国保高齢医療係(名寄庁舎1階)
 ☎01654③2111(内線3118)

均

等割の軽減割合が見直しされました

保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【令和元年度】	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
	33万円 (かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減
	33万円	8.5割軽減

↓

【令和2年度】	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
	33万円 (かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
	33万円	7.75割軽減

均

等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和元年度】	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
	33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
	33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

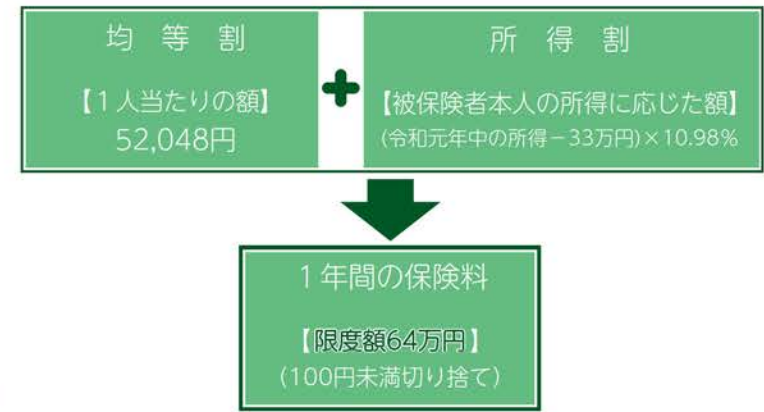
↓

【令和2年度】	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
	33万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
	33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

保

保険料の計算方法(令和2年度)

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。



※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
 所得とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

1

1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

令和元年度	62万円
令和2年度	64万円



保

保険料の支払い方法

保険料の支払いは「年金大引き」か「口座振替」どちらか選択できます。
 □口座振替を希望する方はお問い合わせください。
 ※年金大引きから口座振替に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。
 ※年金大引きの場合、確定申告などの社会保険料控除は、天引きされる年金の受給者のみが対象です。

保

保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証は7月31日(金)で失効し、使用できなくなります。
 7月中に新しい保険証(有効期限が令和3年7月31日)を簡易書留郵便で送付しますので、8月1日(土)以降はお持ちのください色の保険証を破棄して、水色の保険証をご使用ください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 ○○年 7月31日
 交付年月日 ○○年 7月 1日

被保険者番号 01234567

住所 広城市連合町1丁目

氏名 広城 太郎 男

生年月日 昭和 7年 7月 7日

発給年月日 平成20年 4月 1日

発給期日 平成20年 4月 1日

一部負担金の割合 1割

被保険者番号並びに被保険者の名義及び印 390110000 公印(朱)

新しい保険証は水色です

減

減額認定証も新しくなります

保険証と同様に減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も7月31日(金)で失効し、使用できなくなります。
 引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに減額認定証(有効期限は保険証と同じ)を送付しますので、8月1日(土)以降はお持ちの黄緑色の減額認定証を破棄して、黄色の認定証をご使用ください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

有効期限 ○○年 7月31日
 交付年月日 ○○年 8月 1日

被保険者番号 01234567

住所 広城市連合町1丁目

氏名 広城 太郎 男

生年月日 昭和 7年 7月 7日

発給年月日 ○○年 8月 1日

適用区分 区分II

長期入院期間当り日 ○○年 8月 1日 保険者印

被保険者番号並びに被保険者の名義及び印 390110000 公印(朱)

新しい減額認定証は黄色です

限

限度額適用認定証も新しくなります

保険証と同様に限度額適用認定証も7月31日(金)で失効し、使用できなくなります。
 引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに限度額適用認定証(有効期限は保険証と同じ)を送付しますので、8月1日(土)以降はお持ちの黄緑色の限度額適用認定証を破棄して、黄色の認定証をご使用ください。

後期高齢者医療限度額適用認定証

有効期限 ○○年 7月31日
 交付年月日 ○○年 8月 1日

被保険者番号 01234567

住所 広城市連合町1丁目

氏名 広城 太郎 男

生年月日 昭和 7年 7月 7日

発給年月日 ○○年 8月 1日

適用区分 現役II

被保険者番号並びに被保険者の名義及び印 390110000 公印(朱)

新しい限度額証は黄色です

保

保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件を満たす方は保険料が減免となります。

① 新型コロナウイルス感染症による、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
 ↓ 保険料を全額免除

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の要件の全てに該当する世帯
 ○ 今年の見込み事業収入など(不動産収入、事業収入、給与収入または山林収入)のいずれかの減少額が、前年のその収入の3割以上であること
 ○ 令和元年度の所得の合計額が1000万円以下であること
 ○ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年度の所得の合計額が400万円以下であること
 ↓ 保険料の一部を減額

減額認定証の交付対象…区分I・II

区分II	世帯全員が住民税非課税で区分Iに該当しない方
区分I	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方

限度額証の交付対象…現役並みI・II

現役並みIII	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みII	現役並みIIIに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みI	現役並みIII・IIに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

減免に関する詳細については、国保高齢医療係までお問い合わせください。